

表紙について  
この作品は、5人で書きました。  
描きながらそれぞれの思いが浮かんで、  
お互いに影響し合い、  
気づくとそれは素朴な一枚の作品に……

<作者の言葉>

空と山のバランスがいい  
白い雲を残してくれてありがとう  
\*  
立山のみくりが池を  
思い出して池を描いたよ  
\*  
草がなびく様子を描いてみました  
細かいけど根気よくハサミで切り抜きました  
\*  
風が流れている感じがいいね  
\*  
明るい山並みから、夕暮れの  
くらい山並みに移っていくみたいだね  
\*  
空には月がある方がいいでしょう  
\*  
空に紫が入るのがいいね  
\*  
ピンクや明るい色が好きなのよ  
\*  
きれいですね  
\*  
楽しかった



若年性認知症の方々のアートワーク作品

## 大阪市若年性認知症 支援ハンドブック

大阪市若年性認知症支援ハンドブック  
令和6年 3月発行  
大阪市若年性認知症支援強化事業  
編集 特定非営利活動法人認知症の人と  
みんなのサポートセンター  
沖田裕子・杉原久仁子

大阪市

# はじめに

## このハンドブックを 有効に活用していただくために

このハンドブックは、認知症初期集中支援者の方が、  
若年性認知症のご本人やご家族を支援するために、  
活用頻度の高いサービスをわかりやすく説明するときに  
使っていただくことを目的に作成しています。  
支援者の方は、当事者の方に説明せずに  
お渡しすることができないようにしてください。

各制度の詳細は、その制度ごとの手引き等で補ってください。



# 目 次

I. 若年性認知症かもと思ったら	P3
1. 次のような症状がありませんか	
2. 早期診断のメリット	
3. 時期ごとの支援	
4. 診断につなぐために	
II. 在職中の支援	P5
1. 配置転換や仕事内容の変更を相談	
2. 障がい者としての雇用	
3. 医師から就労継続の診断書を書いてもらう	
4. 大阪障害者職業センターの活用	
5. 就職・復職	
III. 経済的支援	P7
1. 時期ごとの経済的支援	
2. 傷病手当金	
3. 失業手当	
4. 自立支援医療	
5. 精神障がい者保健福祉手帳	
6. 障がい年金	
IV. 制度の利用	P9
1. 3つの制度を複合的に	
2. 自立支援医療(精神通院医療)	
3. 障がい福祉サービスなど	
(1)精神障がい者保健福祉手帳	
(2)障がい年金	
(3)障がい福祉サービス(介護給付・訓練等給付)の利用までの流れ	
(4)若年性認知症の人が利用することが多いサービス	
(5)就労継続支援A型・B型の違い	
4. 介護保険サービス	
V. 居場所づくり	P17
VI. 本人・家族交流会	P18
VII. 精神障がい者保健福祉手帳で受けられる減免	P19
VIII. 相談先	P21

大阪市若年性認知症支援コーディネーター  
認知症強化型地域包括支援センター  
認知症疾患医療センター



# I 若年性認知症かもと思ったら

## 1. 次のような症状がありませんか

若年性認知症ではないかと思う次のような症状があれば、専門医への受診を勧めましょう。

このようなサインは認知症の可能性があります。

### 仕事や生活の場面での変化

- スケジュール管理が適切にできない
- 仕事をミスが目立つ
- 複数の作業を同時並行で行えない
- 段取りが悪くなり、作業効率が低下する
- 取引先との書類を忘れる等、もの忘れに起因するトラブル
- 物をさがしていることが多くなる
- 降りる駅を間違える
- 服の組み合わせがおかしくなる
- 家族との会話の意味を取り違えて険悪になる
- お金を無計画に使うようになる

初期には、  
もの忘れがほとんど  
目立たない場合が  
あります。

### うつや体調不良ととらがちな症状

- 夜眠れない
- 趣味への関心がうすれた
- やる気が出ない
- 頭痛、耳鳴り、めまい
- 自信がない
- イライラする
- 運転が慎重になった
- 考えがまとまらない

### 早期受診を勧める

診断を受けるかどうか悩むかもしれません、早期に受診しておいたことによって受診歴が残っていると、初診日を遡れたり、下記のようなメリットがあります。また、原因が明確になり安心される方もいます。

## 2. 早期診断のメリット

### ①治る病気を見逃さない

認知症は、一定の症状を示す病気のグループを指します。必ず原因となる病気があります。よく似た状態を示す病気で早期に治療すれば、治るものもあります。

### ②進行予防は早期治療から

アルツハイマー型認知症の場合は、服薬により症状の進行を遅らせることができます。脳血管性認知症の場合は、高血圧の治療を行うことや、脳血流の改善剤を用いることによって、脳梗塞、脳内出血の再発を防ぐことが重要になります。アルコール性認知症の場合は、原因となるアルコールを飲まないようにすることが必要です。医師から断酒する必要の説明を受け、断酒の治療、栄養の改善のための治療を受ける必要があります。また糖尿病、脂質異常症、高血圧など他の疾患の悪化によって、認知症の症状も悪化します。認知症以外の病気についても服薬、食事療法などが難しくなり、結果として認知症が悪化するといった悪循環がおこりかねません。

### ③制度利用は初診日が重要

後述される制度利用には、初診日が関係してきます。精神障がい者保健福祉手帳は、初診日から6か月以上経過した時点より申請を行うことができます。

障がい年金の申請は、障がい認定日が初診日から1年6か月を経過した日となります。

さらに、就労している間に発症し、精神障がい者保健福祉手帳を取得していれば、離職した場合に雇用保険の給付日数が付加されます。若年性認知症の場合、就労している間に発症することが少なくありませんから、できるだけ早く診断を受けることによって諸制度を早く利用することができます。

### ④症状の軽い間に生活の工夫が可能

症状が軽い間であれば、自分で自分の生活を工夫することができます。

## 3. 時期ごとの支援

認知症はすぐに進行するわけではありません。時期ごとに受けられる支援があります。

### ①仕事や家事に支障を感じて診断を受ける時期

気づきがあった時にまず受診を促しましょう。まだ大丈夫と思わず、受診をしておくことが重要です。  
⇒P3早期診断のメリット参照

### ③初期

初期は「就労」「社会参加」などの支援が必要になります。在職中の就労支援については  
⇒P5~8参照  
進行防止のために休職中などの居場所を確保しましょう。

### ②診断の告知

診断の告知は、出来るだけ本人にする必要があります。就労支援や内服の為です。家族が告知を避ける場合は、その思いによりそいできるだけ本人に伝えられるように。

### ④初期から中等度の時期

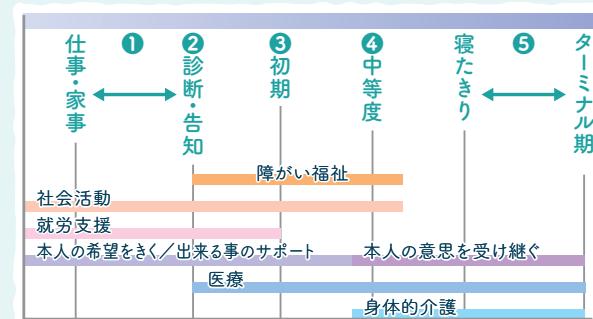
初期から中等度の時期には本人の希望を知って、それを反映できる社会資源の利用をサポートしていきましょう。障がい者手帳や年金取得など経済的支援や福祉的就労支援が必要になります。  
⇒P10~14



希望や進行の速度に合わせ  
ソフトランディングを

### ⑤中等度から寝たきりに近くなる時期

中等度から寝たきりに近くなる時期には、介護保険の利用が必要になりますが、医療と障がい福祉、介護保険をミックスさせて利用できます。  
⇒P15~16



## 4. 診断につなぐために

診断を受けるには

若年性認知症の診断は早期ほど難しいため、認知症疾患医療センターに受診することを勧めましょう。

飲んでいる薬がある場合は、おくすり手帳を、過去にMRIなどを撮影している場合は画像を持ってきてもらいましょう。

若年性認知症の場合高齢者にあまりない原因もあります。以前の脳の外傷、脳梗塞の影響、アルコールの影響、梅毒などの脳炎、甲状腺機能低下、てんかんなどです。

### 1 主治医から認知症疾患医療センターに紹介

### 2 主治医や紹介医療機関がない場合は、認知症地域支援推進員に相談





## II 在職中の支援

国は、「治療と仕事の両立支援ガイドライン」を提唱しています。若年性認知症の人もその対象であり「はたらく」にあたって支援に関わる人達が連携し、できるだけ配慮をすることが求められています。

### 1. 配置転換や仕事内容の変更を相談

- |           |                    |                   |
|-----------|--------------------|-------------------|
| ①他業務作業に変更 | ④支援者の配置などの対策がとれないか | ⑦障がい者手帳や年金受給の情報提供 |
| ②労働時間の短縮  | ⑤通勤への配慮            | ⑧ジョブコーチ等の支援       |
| ③役職からの変更  | ⑥医療機関受診の支援         | ⑨認知症に関する社内研修      |

などを検討するようにとされています。

#### ー企業にお願いする一例ー

以下のようなことに配慮してもらえないか家族や企業に提案してみましょう

##### 以下のような本人の状態は病状として理解する

- 言いたいことが言えず、すぐ言葉が出てこないことがある
- 新しいことは覚えられない、何度も同じことを聞く
- 複数の作業が同時にできない、作業の手順が理解できない
- 一度にたくさんのことと言われるのをわからない
- メモをとることが苦手、字がきちんとかけず誤字が多くなる

##### 本人の仕事の見直しと家族の理解を得る説明

- 業務内容や業務量、労働時間や労働の細分化、単純化が図れるか検討する
- 業務による本人への身体的リスク、顧客への対応のリスクの有無を検討する
- 業務を見守る体制づくりをし、見守りサポーター役はチームで行う
- 業務内容は、わかりやすいメモや図で本人に示す
- 本人が迷わないよう、机、ロッカーに名前をつける
- 休憩時間や退社時間がわかるように声をかける
- 家族に本人の就業状況や職場の対応について丁寧に説明をする

##### ー認知症に関する社内研修ー

認知症サポーター養成講座など、認知症の理解を促進するような取り組みを社内で行えないか提案してみましょう。

##### 本人の感情やプライドを尊重したコミュニケーションを心がける

- 話しかけていることがわかるように、目を見て話す
- 作業は簡潔に、ひとつひとつ分けてゆっくり話し、一度にたくさん言わない
- 混亂しそうな時には早めに声をかける、言葉だけではなく表情や動作で示しながら説明をする
- できるだけ、発病の前の時と同じように接する

##### 通勤の手段、安全確保の検討をする

- 公共交通機関の利用方法の確認、送迎の可否を検討する

##### 在職中に認知症の疑いがある場合

- 早期診断:職場内での受診勧奨
- 周囲の理解:勉強会の開催
- 環境整備:症状の進行に合わせた配置転換・時短勤務
- 会社制度の利用:傷病手当金など

特定非営利活動法人北海道 若年認知症の人と家族の会(くに称NPO法人北海道ひまわりの会)就労中に若年性認知症の診断をうけたら若年性認知症の人のはたらく「社会参加」を支えるためにパンフレットより

### 2. 障がい者としての雇用

#### 障がい者法定雇用率

●令和5年度からの障害者雇用率は、2.7%となっています。ただし、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度においては2.3%で据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げになります。

●国及び地方公共団体等については、3.0%（教育委員会は2.9%）です。

### 3. 医師から就労継続の診断書を書いてもらう

「療養・就労両立支援指導料」の対象に若年性認知症も令和4年から追加されました。

主治医に就労継続のための意見書などを書いてもらえないか聞いてみましょう。

#### 若年性認知症における治療と仕事の両立支援手引きホームページ

<https://officesuite.com/download-app>

意見書フォーマット掲載



### 4. 大阪障害者職業センターの活用

雇用継続を目指す場合は、障がい者職業センターを利用し、職業評価やジョブコーチ支援を受けることができます。雇用主(企業)や同僚等の支援・理解を得ながら、職務の再設計をする必要があります。その際には、職業センターが本人、又は雇用主(企業)からの依頼により個人の状況に応じた支援計画を作成する等の支援を行っています。

#### 大阪障害者職業センター

所在地：〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2-4-11

クラボウアネックスビル4F

管轄エリア

(西淀川区、淀川区、東淀川区、此花区、福島区、北区、都島区、旭区、港区、西区、中央区、城東区、鶴見区、大正区、浪速区、天王寺区、東成区、生野区)

#### 大阪障害者職業センター 南大阪支所

所在地：〒591-8025 堺市北区長曾根町130-23

堺商工会議所会館5F

管轄エリア

(住之江区、西成区、阿倍野区、東住吉区、平野区、住吉区)

#### ジョブコーチによる支援のポイント

障がい者が職場に適応できるよう、ジョブコーチを職場に派遣し、直接的・専門的支援を行います。障がい者自身に対する支援だけでなく雇用主や職場の上司、同僚などに対しても、障がい者の職場適応に必要な助言を行い、また、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案します。事業所の支援体制を整備し、障がい者の職場定着を図ることが目的です。支援の主体を事業所の担当者に除々に移行していきます。

### 5. 就職・復職

一旦休職して体調や復職環境を整え、復職するという方法もあります。休職中に「傷病手当金」などを利用し、経済的支援を受ける方法もあります。傷病手当金の詳細についてはP7を参照

#### 診断



#### 働き続ける



#### 休職



#### 復職　退職

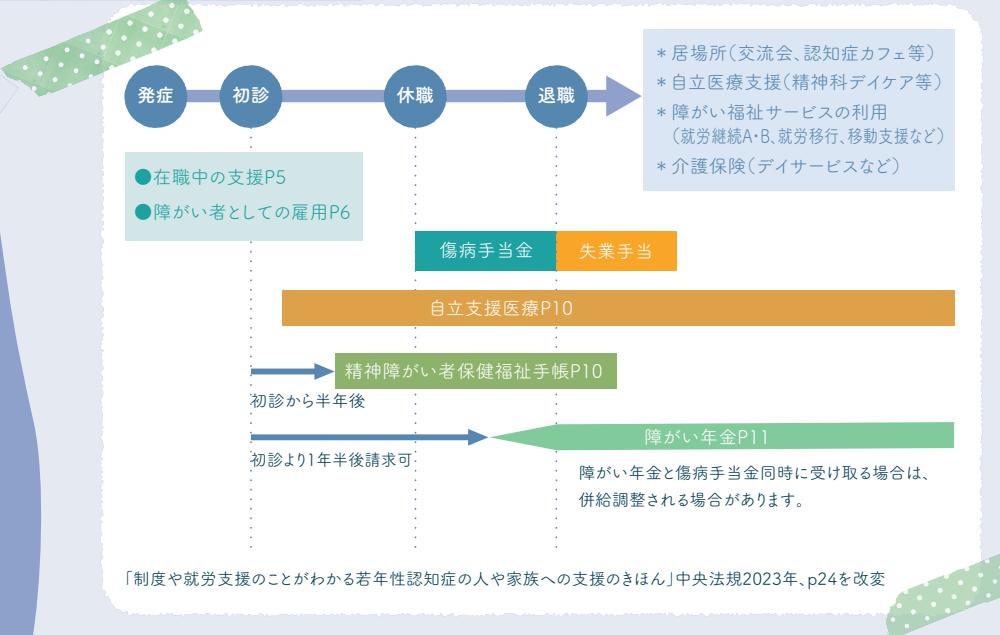
#### 新しい就労先に就職



### III 経済的支援



## 1. 時期ごとの経済的支援



## 2. 傷病手当金

傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度です。認知症で働けなくなった時にも利用できますが条件がありますので、会社から休職や退職を切り出された時にも傷病手当金の制度利用を確認しましょう。

業務外の事由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ日から連続して3日間休んだ日(待期)があり、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。

期待には、有給休暇、土日・祝日等の公休日も含まれます。給与の支払いがあったかどうかは関係ありません。4日目以降は無給または給与の支払いがあっても、傷病手当金の額よりも少ない場合に支給対象となります。

### 退職後に請求する場合

退職前に次の条件を満たしていれば、請求することができます。

- 第1の要件は「連続して3日、療養のため労務不能で休んだあと、さらに1日以上、欠勤した」こと
  - 第2の要件は「退職日まで継続して1年間以上、健康保険に継続加入していたこと」
  - 第3の要件は「退職の日も、療養のために休んでいたこと」

### 3. 失業手当

傷病手当期間が終わると失業保険を受け取ることもできます。傷病手当金の受給中であることをハローワークに伝えておきましょう。失業給付の開始期間が先送りできます。

障がい者手帳を取得していれば、就職困難者として給付日数が長くなる場合があります。

失業給付を受けている間は、国民健康保険料が減免される時があるので保険の窓口で確認してみましょう。



#### 4. 自立支援医療

自立支援医療費の支給認定を受けた方は、医療費負担を軽減することができます。精神科デイケアや精神科訪問看護などを受けられることもできます。⇒P10

## 5. 精神障がい者保健福祉手帳

手続きは初診から半年後に申請できます。美術館、映画などの入場料の減免(P19~20)を受けることができます。

## 6. 障がい年金

手続きは初診から1年半後に申請できます。⇒P11

## 「待期3日間」の考え方



待期3日間の考え方  
会社を休んだ日が  
連続して3日間なければ  
成立しません。  
続して2日間会社を休んだ後  
日に仕事を行った場合には  
「待期3日間」は  
成立しません。

全国健康保険協会ホームページより引用



# IV 制度の利用

## 1. 3つの制度を複合的に

介護保険だけでなく、自立支援医療や障がい福祉サービスが利用できます。本人や家族に説明するときに、訪問看護や訪問介護、デイケアなど同じ単語が出て来るので混乱につながります。基づいている制度をもとに説明しましょう。

医療	障がい福祉	介護保険
<b>自立支援医療</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 診察・投薬(外来のみ)</li> <li>* 精神科デイケア</li> <li>* 重度認知症デイケア</li> <li>* 精神科訪問看護(利用要件あり)</li> </ul>	<b>自立支援給付関係</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 居宅介護(ホームヘルプ)</li> <li>* 短期入所(ショートステイ)</li> <li>* 就労移行支援</li> <li>* 就労継続支援</li> </ul> <b>地域生活支援事業関係</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 移動支援(ガイドヘルパー)</li> </ul>	<b>40歳以上(要支援・要介護)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 訪問看護 言語療法、作業療法</li> <li>* 訪問介護(ホームヘルプ)</li> <li>* 通所介護(デイサービス)</li> <li>* 通所リハビリ(デイケア)</li> <li>* 短期入所(ショートステイ)</li> <li>* 入所 (グループホーム、特別養護老人ホームなど)</li> </ul>
<b>指定難病の医療費助成</b> 前頭側頭葉変性症などの難病に指定されている疾患の場合外来と入院が助成	<b>精神障がい者保健福祉手帳</b> 初診から半年経過後に申請	<b>障がい年金</b> 初診から1年半経過後に申請

「制度や就労支援のことがわかる若年性認知症の人や家族への支援のきほん」中央法規2023年、P20を改変

### 指定難病の医療助成について

病気によっては、要介護認定を受けていても、医療保険を優先して訪問看護をうけることができます。病気の変動により、障がい者手帳の取得が出来なかった場合でも障がい福祉サービスが利用できる場合があります。

大阪市の  
難病対策は  
こちら→



### 各制度等級など

制度・サービス	等級・介護や支援の度合いなど	診断書・意見書の記載など
身体障がい者手帳	1級(重)～6級(軽) 部位によっては等級なし	身体障害者福祉法指定医 (各障がい部位)
精神障がい保健福祉手帳	1級(重)～3級(軽)	その障がいを診ている医師
障がい厚生年金	1級(重)～3級(軽) 障がい手当金(3級より軽い)	その障がいを診ている医師 精神保健指定医でなくて良い場合も
障がい基礎年金	1級(重)～2級(軽)	同上
介護保険	要支援1～2(軽)～要介護1～5(重)	申請者の介護状況を把握している医師
障がい福祉サービス	障がい支援区分1(軽)～6(重)	申請者の障がい状況を把握している主治医

介護保険・障がい福祉サービスの認定は数字が小さいほど軽い

## 2. 自立支援医療(精神通院医療)

自立支援(精神通院医療)の支給認定を受けた方は、精神通院医療の指定を受けている医療機関で、在宅精神障がい者の医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。また、所得に応じて負担の上限額が定められます。一定所得以上の場合は、疾病の状況により制度の対象外になる場合があります。

相談窓口 区保健福祉センター・福祉業務担当

### 事例

鈴木さん(57歳、アルツハイマー型認知症)は、○○病院で診断・薬物治療を受けていますが、○○病院では作業療法を実施していないために、作業療法を実施している△△クリニックで作業療法を受けることになりました。自立支援医療は、特別な理由がない場合は1か所の医療機関に限られていますが、1か所の病院等では受けられない治療等を受ける場合は、2か所で利用することもできる場合があるので、医療機関で相談してみましょう。



言語またはそしゃくの機能を全く完全に失った状態  
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要する状態。

## 3. 障がい福祉サービスなど

### (1) 精神障がい者保健福祉手帳

初診から半年すぎると、精神障がい者保健福祉手帳の申請が可能となります。



#### ① 障がい年金を受給している場合

- \* 申請書(申請書はホームページからダウンロード出来ます)
- \* 年金証書の写し
- \* 直近の年金振込み通知書又は年金支払い通知書の写し
- \* 年金事務所照会のための同意書(市町村窓口にあります)
- \* 写真(上半身 4cm×3cm)

#### ② 障がい年金を受給していない場合

- \* 申請書(申請書はホームページからダウンロード出来ます)
- \* 初診から6か月以上経過した時点での医師の診断書
- \* 写真(上半身 4cm×3cm)

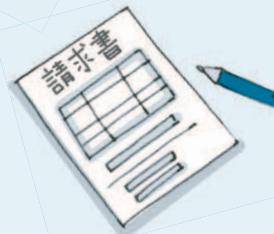


相談窓口 区保健福祉センター・福祉業務担当

## (2) 障がい年金

### 障がい年金等の手続き

年金に加入されている方が傷病等により障がい者になった場合、加入している年金の種別に応じ、障がい基礎年金、障がい厚生(共済)年金等が一定の条件を満たせば支給されます。働いていても受けとることができます。



#### ① 障がい基礎年金

国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、※初診日から1年6か月を経過した日(障がい認定日)に、障がい等級表の1級または2級の障がいの状態に該当する場合に、一定の納付要件を満たしている人

※初診日：当該障がいの原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日



相談窓口

相談窓口は初診日に加入していた制度によって異なります。初診日が国民年金第1号期間の場合は、お住まいの区役所保険年金業務担当、他の場合はお近くの年金事務所または各共済組合

Aさんの場合



事例  
初診日によって受けとれる障がい年金が異なります。  
Aさんは会社員であった厚生年金を支払っている時に初診日があったので、障がい厚生年金と障がい基礎年金が受給できました。

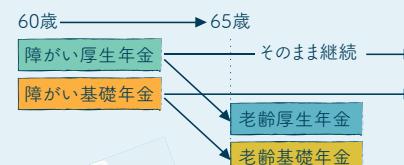
Bさんの場合



事例  
Bさんは、退職後に初診日があるので障がい基礎年金の受給のみとなりました。

#### ● 障がい年金を遡って申請できる場合もあります(遡及請求)

65歳以降に、金額などによって選択することができます。  
お近くの年金事務所でご相談ください。



## (3) 障がい福祉サービス(介護給付・訓練等給付)の利用までの流れ

\* 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方などで、就労支援などの障がい福祉サービスを利用したい場合に、障がい支援区分認定調査を受ける必要があります。

\* その人の状況によって考えてていきましょう。

\* 適切なサービス利用には、相談支援専門員による支援が重要です。

### 地域の相談支援事業所では

- ・受給者証の交付のための申請手続きや、障がい者手帳の交付手続きの相談を行っています。
- ・その人に合ったサービスの利用を相談してみましょう。

相談窓口

区保健福祉センター・福祉業務担当  
相談支援事業所

#### ① 相談・申請

お住まいの区の保健福祉センター・福祉業務担当にサービス利用についてご相談いただき、介護給付・訓練等給付支給等の申請を行います。

#### ② 調査

認定調査員が自宅などに訪問し、生活や障がいの状況等についての聞き取り調査(障がい支援区分認定調査)を行います。



#### ③ 審査・認定

調査の結果及び主治医等の意見書をもとに、障がい支援区分認定審査会において審査・判定を行い、障がい支援区分を認定します(ただし、訓練等給付(共同生活援助除く)のみを利用する場合を除く)。

#### ④ 計画案提出

障がい支援区分の認定後、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成します。



#### ⑤ 支給決定

提出されたサービス等利用計画案の内容、生活環境やサービスの利用意向を確認し、区保健福祉センターにおいて、サービスの量と1ヶ月あたりの支払の限度額を決定して、受給者証を交付します。

#### ⑥ サービス利用

利用者は、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画に基づき、指定事業者・施設の中からサービスを受ける事業者を選択して、サービスの利用申し込みや契約を行います。サービスを利用したときは、利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

#### ⑦ 介護給付費の支払い

市町村はサービスを提供した事業者に対して国民健康保険団体連合会を通じて介護給付費等を支払います。

#### (4)若年性認知症の人が利用することが多いサービス

##### 障がい福祉サービス

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護や家事援助など居宅での生活全般にわたる介護。	
	短期入所 (ショートステイ)	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に入浴、排泄、食事の介護等サービスを提供。	
訓練等給付	就労移行支援	通常の事業所での雇用が可能と見込まれる方等に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や、求職活動に関する支援を提供。	
	就労継続支援 [A型・B型]	通常の事業所での雇用が困難な方等に対して、就労機会の提供と生産活動などの機会の提供を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練の提供。	
計画相談支援給付	障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成する。支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う。		

##### 地域生活支援事業関係

<b>相談支援</b>	<b>移動支援</b>	<b>地域活動支援センター</b>
障がい者のいろいろな相談に応じて情報の提供や助言を行うもの	移動が困難な障がいのある方について、外出の際の移動を支援するもの	創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るもの

#### (5)就労継続支援A型・B型の違い

障がい福祉サービスの中でも就労継続支援事業は、よく利用する社会資源です。

A型・B型の事業所の違いを知って事業所を選びましょう。

A型は雇用契約を結ぶので、傷病手当金の受給中には利用はできません。

	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
概要	通常の事業所に雇用されることが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である者等に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者等に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。
雇用契約	あり	なし
対象者	<p>①移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>③就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者</p> <p>■多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障がい者の利用定員10人からの事業実施が可能</p>	<p>①就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>②50歳に達している者又は障がい基礎年金1級受給者</p> <p>③①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者</p>
利用料	原則18歳～65歳未満 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	年齢制限なし
全国平均賃金(工賃)令和3年度	81,645円	16,507円 平均工賃が月額3,000円を下回ってはならないとされている

参考資料:厚労省ホームページ

##### <本人に合った事業所の探し方>

- 就労継続支援A型・B型事業所の内容が、本人に合っているかは見学や体験をしてみないとわかりません。
- WAMネットなどで通いやすい場所や送迎の有無を調べ、見学してみましょう。
- 手帳は必須ではありませんので、まず、事業所に利用できるか確認しましょう。
- その仕事が合っているか、通所を継続していくことができるかが重要です。
- 昼食の有無、トイレのわかりやすさなどもみてみましょう。
- 介護保険制度と障がい福祉サービスの両方の対象となる方は、基本的に、介護保険を優先して利用いただくことになりますが、介護保険のみでは支援が不足する部分や就労継続支援など介護保険にないサービスの利用を希望する場合は、お住まいの区の保健福祉センター・福祉業務担当に相談しましょう。

## 4. 介護保険サービス

40歳以上で利用できます

40歳以上で以下の疾患であれば、介護保険制度が使えます。しかし、要介護認定が非該当だったり、使いたいサービスがない、高齢者ばかりだと利用たくないと言われる場合があります。本人がデイサービスで役割を持ったり、有償ボランティアに挑戦するなど出来れば、利用したい気持ちになるかもしれません。



### 該当する疾患

- 1.がん(がん末期)
- 2.関節リウマチ
- 3.筋萎縮性側索硬化症
- 4.後縦靭帯骨化症
- 5.骨折を伴う骨粗鬆症
- 6.初老期における認知症
- 7.進行性核上性麻痺
- 8.脊髄小脳変性症

- 9.脊椎管狭窄症
- 10.早老症
- 11.多系統萎縮症
- 12.糖尿病性神経障害
- 13.脳血管疾患
- 14.閉塞性動脈硬化症
- 15.慢性閉塞性肺疾患
- 16.両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

### サービス利用の流れ

介護保険サービスを利用するためには、要介護認定が必要です。調査項目にそって家族が代行していることなども事前に聴き取っておくといいでしょう。

#### 要支援・要介護認定



### 介護保険で利用できるサービス

在宅サービス	訪問	訪問介護 訪問看護 訪問入浴 訪問リハビリテーション 言語療法 居宅療養管理指導
	通所	通所介護(デイサービス) 通所リハビリテーション(デイケア)
	小規模多機能	訪問介護 デイサービス ショートステイ
	ショートステイ	特別養護老人ホーム 老人保健施設
入所サービス	養護老人ホーム グループホーム 特別養護老人ホームなど	

介護保険で利用できるサービスは大きく「在宅サービス」と「入所サービス」に分かれます。

「在宅サービス」の中でショートステイ(短期入所)は、主に入所サービスの特別養護老人ホームや老人保健施設で行われます。

急に入所というよりは、在宅サービスを利用し徐々にショートステイの利用、その後入所となることが望ましいでしょう。

特別養護老人ホームは、要介護3より入所の申し込みができます。

### 介護保険サービスの利用例

小規模多機能型居宅介護を利用して家族が働き続ける例

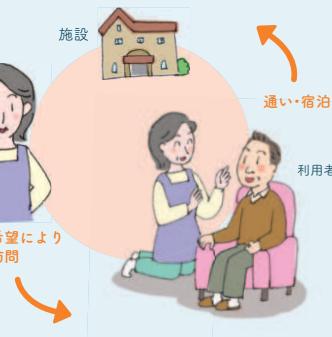
- 家族が仕事に行く前に、小規模多機能型居宅介護に送っていき、本人は昼間就労継続支援B型事業所に通い、家族が仕事帰りに迎えに行き、在宅生活を継続することができます。

### 小規模多機能型居宅介護利用例

	月	火	水	木	金	土	日
朝	小規模多機能施設へ通所						
昼間	就労継続支援B型事業所(送迎有)					小規模多機能施設でショートステイ	
夕方		ガイドヘルパー					
夜	小規模多機能施設で夕食						

●グループホームに入所しながら就労継続支援B型事業所に通うなども可能です。

- 本人や家族の状態によれば、最期を入所施設から自宅に戻って過ごすことも可能です。



### デイサービスで有償ボランティアの例

デイサービスでの  
有償ボランティア活動について

- 有償ボランティアに参加する利用者が労働基準法第9条の労働者に該当しないと判断される場合
- 介護サービス事業所の職員による見守り、介助等の支援が行われている場合



### 例1 有償ボランティア:仕事

自動車ディーラーでの洗車業務、レストラン等に提供する玉ねぎの皮むき、カラオケ店の敷地の草取り、保育園での雑巾縫い等で「できること」の範囲で働き、労働の対価としての「謝礼」を受け取っている。



### 例2 無償ボランティア:社会における役割

保育園から「子供達に読み聞かせをしてほしい」との要望を受けて、学童保育や保育園での紙芝居の読み聞かせ等を行っている。



## V 居場所づくり



休職や傷病手当金を受けている間はもちろん、退職後も公的サービスが使えず、家に引きこもらざるを得なくなる人は少なくありません。社会とかかわり、毎日の生活にめりはりをつけるためにも、週に何日か決まったところに出かける場所が必要です。お住まいの区の他、近隣区、少し離れていても自分で通える場所の社会資源を探してみてください。お客様として参加するよりも、ご本人ができるだけ主体的に通える場がよいでしょう。



## 子どもの支援

若年性認知症の人の子どもたちは、幼児から40代まで幅が広いのが特徴。子どもの年齢によって悩みは少しずつ違いますが、多くの子どもたちは、相談できる人が周囲にいません。そのため「いつでも相談できる人がいる」という存在を示すことは大切なことです。

子どもたちの知りたいことは「病気の説明」「生活の仕方」「親への接し方」などです。また、病気の説明を聞いた子どもたちは、説明を受けて良かった理由として「もう一人の親が1人で抱え込んでほしくなかった」「はっきりとした病名を知り覚悟ができた」「今後のことについて調べやすく状況を共有できた」などと考えています。



(2021年認知症の人とみんなのサポートセンター調べ)

## 子どもに伝えたいこと

### 親の介護を手伝わなくてもよいです。

親は「自分の介護のために子どもの生活を奪いたくない」と思っています。それは認知症になんでも同じです。のために、できるだけ学校や仕事は続けてください。そして自分だけの時間を意識的につくりましょう。親の介護だけで自分の心身をめいっぱい使わないで、自分のために使える時間も残しておいてください。

### 病気のこと、制度のことを勉強しましょう。

介護をしないかわりに、認知症のことや介護保険、医療保険、障がい者制度のことをしっかり勉強することです。勉強をしたことをもう一人の親や兄弟、親族の人たちに伝えてください。また、認知症のことを勉強しておくと、病気の親がなぜそういった行動をとるのか理解できて家族のストレスも減ってきます。



## VI 本人・家族交流会

本人や家族が病気を受け入れ、当事者同士で話し合う場が必要です。本人交流会で話される内容としては、以下のような内容があげられます。

診断を受けた時の気持ち

家族との関係

友人とのつきあい

生活の中で困っていることやそのための工夫

車の運転、薬のことなど

近くに本人・家族交流会が見つからなければ、ぜひ自分たちで開催をしてみてください。

### ◎集まりやすい場所、時間で

記憶障がいをサポートする  
(話の振り返り 模造紙、ホワイトボードなど)

進行するときの留意点

一人のつぶやきをみんなで共有する

言葉がでない人、出にくい人も本人が希望すれば参加できるように

### ◎本人や家族がそれぞれ2人以上集まれば可能です



病気になっても親が子どもを想う気持ちは変わりません。

病気になった親が自分のことを気にかけてくれなくなったような気がしたり、冷たくなったり、時には暴言・暴力を受けたりすることがあるかもしれません。でも、それは親があなたのことを嫌いになっているからではありません。病気になっても親の優しさが失われたわけではありません。でも、もし暴言、暴力があってそれを受け止められる気持ちがない時は、別の部屋にいくとか、出かけるなどしてその場を離れてください。



参考「若年性認知症の親を持つ子どもたちへ」  
特定非営利活動法人  
認知症の人とみんなのサポートセンター(2021)



### ●大阪市のヤングケアラー支援ページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000550590.html>



### ヤングケアラー寄り添い型相談支援事業

### ●特定非営利活動法人 ふうせんの会

電話:06-4790-8833(平日10時~18時)

# VII 精神障がい者保健福祉手帳で受けられる減免

身体障がい者手帳・療育手帳で受けられる減免もあります。



## 大阪市の減免

Osaka Metro及び  
大阪シティバス(※1.2)

### 介護人付無料乗車証

精神障がい者保健福祉手帳を所有し、等級が1級の者。バス運転士または駅改札口の係員に呈示することで利用できる(介護人が同乗する場合に限り利用できる)また、申請により単独でも利用可能となる「介護人付無料乗車証(単独乗車可)」の乗車証が交付される場合がある。「介護人付無料乗車証(単独乗車可)」により、単独で利用する場合は、駅自動改札機を通ることができる。

割引率は本人・介護人無料。

(車いす利用の場合は介護人2人まで割引の対象となる)

### 単独用無料乗車証

精神障がい者保健福祉手帳を所有し、等級が2級の者。バス運転士または駅改札口の係員に呈示することで利用できる。割引率は本人のみ無料。

### 乗車料金割引証

精神障がい者保健福祉手帳を所有し、等級が3級の者。バス運転士に呈示後、該当運賃を支払う。または、駅券売機で「特別割引」もしくは「福祉」ボタンを押し、特別割引券を購入することができる。割引率は本人のみ5割引。

※1.敬老優待乗車証、タクシー給付券を所有している場合は交付できない  
※2.乗車証の有効期間は、4月1日から翌年3月末日までとし、5年に1回更新する。

## 飛行機(国内線)

精神障がい者保健福祉手帳を所有している本人と介護者1名が利用可。航空券販売窓口に提示することにより、割引が適用される。定期航空路線国内線全区間ににおいて、割引運賃が適用される。(割引運賃額は各航空会社が各々設定している)割引の利用の対象者や割引内容は航空会社により異なるため、詳細は各航空会社に確認する必要がある。

## 自転車駐車場 利用料の減額

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者が対象。本市の有料自転車駐車場の利用料金が半額となる。(定期利用・回数券利用が可能)

## 駐車禁止除外 指定車標章の交付

相談窓口については、「福祉のあらまし」をご参照ください

精神障がい者保健福祉手帳を所有し、等級が1級の者本人の申請により、申請内容を審査のうえ駐車禁止除外指定車標章が交付される。窓口は、大阪府下の警察署(大阪水上署及び関西空港署を除く)の交通課、または大阪府警察本部交通部交通規制課となる。

## 自動車駐車場 利用料の減額

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者が自ら運転する自動車または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者が乗車し、その移動のために当該障がい者以外の者が運転する自動車が対象となる。駐車場利用時に精神障がい者保健福祉手帳または「ミライロID」(障がい者手帳アプリ)を提示することで適用される。該当自動車駐車場の一時駐車料金が半額となる。

## 障がい者福祉バス 借上助成

障がい者の自立と社会参加を目的とした事業を行っている特定非営利活動法人・社会福祉法人・財団法人等が対象となる。障がい者・児が団体で研修会、社会見学等を行うとき、その費用について助成する。補助額は、大型バス借り上げにかかる経費の1/2以内(上限51,500円)となる。

## 各種料金の減免

### 少額預金等利子非課税制度

少額預金の利子所得等の非課税制度及び少額公債の利子の非課税制度により、それぞれ350万(合計で700万円)までの元本または額面から生ずる利子等について非課税となり、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方、障がい基礎年金・障がい厚生年金・障がい共済年金を受給している方、特別障がい者手当を受給している方等が対象となる。これらの非課税制度の適用を受けるには、預貯金等の預入等の際に金融機関の窓口等に申請が必要また、申請の際には対象者であることを証明する公的書類を提示する必要がある。

## NHK放送受信料

全額免除:精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯で、世帯全員が市民税非課税である世帯。  
半額免除:世帯主が受診契約者であり、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、等級が1級である場合。

## NTT電話番号案内料金

精神障がい者保健福祉手帳の所持者が対象。事前登録することでNTTの電話番号案内(104)の料金が免除される。(ふれあい案内)ふれあい案内については、NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線(携帯電話含む)から、104をダイヤルした場合に限る。

## 文化施設等の入場料

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者は、手帳・カードの持参・提示により、該当施設の入場料等が減免される。「ミライロID」(スマートフォン向け障がい者手帳アプリ)の提示により、精神障がい者保健福祉手帳の提示に代えることができる。

## 所得税・住民税の所得控除

- 障がい者控除:本人・同一生計配偶者及び扶養親族が精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている場合等では、(1人につき)所得税(27万円)及び住民税(26万円)が控除される。
- 特別障がい者の場合:上記障がい者が精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、等級が1級の場合等では(1人につき)所得税(40万円)及び住民税(30万円)が控除される。
- 同居特別障がい者の場合:同一生計配偶者・扶養親族が特別障がい者であり、本人と同居している場合では、(1人につき)所得税(75万円)及び住民税(53万円)が控除される。※問い合わせ先:所得税は税務署、住民税は市税事務所が問い合わせ先である。

## 相続税の控除

- 障がい者控除:障がい者が相続または遺贈により財産を取得した場合、10万円控除される。
- 上記障がい者が、精神障がい者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている場合20万控除される。
- また85歳に到達するまでの一年につき上記の額を相続税から控除される。(85 - 障がい者年齢) × 控除額。

## 住民税の非課税・減額措置

前年の12月までに本人が確定申告や府市民税の申告で「障がい者」と申請していることが必要

### 【住民税の非課税・減額措置】(令和5年度分)

- 本人が障がい者で前年の合計所得金額が135万円以下の方…非課税
- 本人が障がい者で前年の合計所得金額が140万円以下の方…7割減額(※)
- 本人が障がい者で前年の合計所得金額が145万円以下の方…5割減額(※)

※全額負担が困難な場合に限り、申請により、適用される場合があります。(ただし、納付された税額および申請期限が過ぎた税額については、適用できません。)

### 《申請期限》

- 普通徴収税額:減額を受けようとする納期の納期限
- 給与からの特別徴収税額:減額を受けようとする徴収月の前月末日
- 公的年金からの特別徴収税額:減額を受けようとする徴収月の前月末日

## 自動車税及び軽自動車税

障がい者が所有する自動車及び障がい者と生計を一にする方が所有する自動車で、専ら当該障がい者が運転するものまたは当該障がい者と生計を一にする方が当該障がい者のために専ら運転するものが対象となる。

### ※申請期限

- 自動車を新規取得し登録する際に減免要件を満たしている場合は、登録日。
- 自動車を既に所有している(かつ4月1日に減免要件に該当している)場合は、自動車税(種別割)の納期限。
- 自動車を既に所有している(かつ4月1日後に、減免要件に該当した)場合は、減免要件に該当することになった日から60日以内。

## 軽自動車税の免除

障がい者または障がい者と生計を一にする方が所有する軽自動車で、当該該当者が運転するもの、または専ら当該障がい者のために当該障がい者と生計を一にする方もしくは当該障がい者の常時介護者が運転するもの(同一世帯でない場合は、区役所保健福祉センターが発行する生計同一・常時介護証明書の交付を受けたものに限る)が対象となる。

※なお、自動車税の減免または軽自動車税の免除を受けることができるのは、1人の障がい者につき1台に限られるため、自動車税で減免を受けた方は、軽自動車税では免除を受けることはできない。

※申請期限:納期限(5月末日、土・日曜日の場合は翌開庁日)まで

# 相談先



## 大阪市若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症の人やその家族、関係機関及び企業等からの相談に応じ、本人や家族の思い等を勘案して必要な支援制度やサービス等を紹介するなど、認知症地域支援推進員等と連携して各種相談に応じます。

### ●特定非営利活動法人 認知症の人とみんなのサポートセンター

電話: 06-6972-6490 (平日10時~16時 土日祝・年末年始休み) 予約により時間外の相談・面談・訪問も可能です



あなたの身近な相談先		
事業所名	連絡先	住所・電話番号・メールアドレス
オレンジチーム		
地域包括支援センター		



## 認知症強化型地域包括支援センター

大阪市では、各区における認知症施策推進の中核として、各区1か所の地域包括支援センターを「認知症強化型地域包括支援センター」として設置し、区内のネットワークの充実を図ることにより、地域の認知症対応力の向上を図っています。

### 大阪市からの委託による主な業務

認知症 初期集中支援 推進業務	認知症初期集中支援チーム員	認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、必要な医療や介護等のサービス導入・調整や家族支援等の初期の支援を集中的に行います。
認知症地域支援推進員		若年性認知症に関する相談支援や、認知症支援を行う機関の後方支援、地域の認知症ネットワークづくり、認知症の正しい知識の普及・啓発活動を行っています。また、認知症の人がいきいきと地域で暮らすための活動を支援しています。
オレンジサポート 地域活動促進業務	認知症地域支援 コーディネーター	地域で活動を希望する、または活動している認知症サポートに、認知症の人に係るボランティア活動に必要な知識の習得を目的としたステップアップ研修を実施し、認知症の人や家族を中心に、研修受講者(オレンジサポート)で構成されたボランティアチーム(ちーむオレンジサポート)の活動を促進しています。また、地域において認知症の人にやさしい取組を行う企業・団体を「オレンジパートナー企業」として登録・周知し、地域における支援活動を促進しています。

## 認知症疾患医療センター

地 域 型	住 所	電 話 番 号
大阪市立弘済院附属病院	〒565-0874 吹田市古江台6-2-1	06-6871-8073
ほくとクリニック病院	〒551-0001 大阪市大正区三軒家西1-18-7	06-6554-9707
大阪公立大学医学部附属病院	〒545-8586 大阪市阿倍野区旭町1-5-7	06-6645-2896
連 携 型	住 所	電 話 番 号
医療法人圓生会 松本診療所	〒535-0022 大阪市旭区新森5-3-22	06-6951-1848
社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会 野江病院	〒536-0001 大阪市城東区古市1-3-25	06-6932-0401
医療法人 葛本医院	〒546-0044 大阪市東住吉区北田辺4-11-21	06-6719-0929